平成２１年（フ）第４６６号
和歌山県有田市宮崎町2305番地
破産者　岸上建設こと　岸上正太郎
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８１号
和歌山県岩出市船戸1110番地の19
破産者　喫茶ニューコロンビアこと　小清水勇
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第１１１号
福岡県大川市大字大野島1122番地
破産者　古川　昭夫
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２０年（フ）第２４５号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田35番地３
破産者　高林　昌幸
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６４号
盛岡市下太田沢田67番地１　井上貸家11号
破産者　澤下　光治
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５２号
盛岡市大新町18番15号　スカイコーポ大新201号
破産者　渡辺　裕子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５８３号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割21番地１　サニーサイドⅡ―201
破産者　福山ちず子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２５号
仙台市泉区南光台５丁目17番７号
破産者　佐藤　泰子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６２号
仙台市青葉区台原１丁目４番21号、住民票上の住所宮城県黒川郡富谷町成田６丁目32番地14
破産者　大友　裕一
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６３号
仙台市若林区五橋３丁目５番65―205号
破産者　馬場千恵子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３号
宮城県登米市迫町佐沼字下田中55番地８
破産者　飯塚　和夫
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３５号
宮城県登米市米山町西野字中町裏215番地
破産者　村田　　昭
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２０年（フ）第３０５９号
横浜市金沢区高舟台１丁目26番20号、申立時の住民票上の住所佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久1232番地
破産者　岡村平四郎
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４４号
静岡市駿河区西中原１丁目５番１―201号、開始決定時の住所静岡市駿河区中野新田57番地の７
破産者　山梨　滋則
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７号
名古屋市名東区亀の井３丁目８番地　第２明徳ビル306号
破産者　中地　美紀
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１号
名古屋市中川区中島新町３丁目1701番地　ノーブルコート寺山302
破産者　吉田　廣継
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８５号
名古屋市北区如意１丁目56番地
破産者　梅景塗装こと　梅景　三郎
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９７号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪25番地８
破産者　田中　健二
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３６４号
愛知県春日井市岩成台８丁目３番地６―505号棟301号室
破産者　細川　俊哉
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部